

平成20年6月30日

法務省民事局長

倉吉敬殿

全国司法書士女性会

会長 長谷川 歌子

特例方式推進のための第4提言書

～ オンライン申請に対する信頼回復のために～

第1 完全に信頼が損なわれた法務省オンライン申請システム

不動産登記オンライン申請特例方式が実施されてから5ヶ月が経過した。当会は、御庁に対し過去3回緊急提言を行い、また金融機関等に働きかける等して、一環して、特例方式推進の立場をとってきた。

しかしながら、当会の度々の提言にもかかわらず、御庁は、システム障害発生時の対策を全くとろうとせず、結果として、平成20年6月25日に起きたシステム障害は、オンライン申請システムへの信頼を覆す致命的要因となった。

今後、オンライン申請システムへの信頼回復の可能性はあるのか。御庁に、真剣に特例方式の推進に取り組む意思があるのなら、本提言書の内容を早急に実現すべきである。

第2 繰り返されるシステム障害

特例方式が実施されてから、本年3月6日(東京全部)、同3月7日(山形全部)、

同3月21日(全国)、同3月26日(津本局)、同4月1日(宝塚)、同4月8日(全国)に引き続き、システム入れ換え直後の同6月25日、これまでで一番深刻なシステム障害が発生した。

午後2時過ぎ、オンライン申請システムへのログインが急にできなくなり、3時過ぎ、オンライン申請システムにおいてシステム障害発生のアナウンスがなされ、さらに夕方には、当日中には、システム復旧の見込みがなく、受付時間延長の措置もなされないことが表示された。

当日中にシステム復旧がなされなかった点において、今回のシステム障害は、過去の障害と比較しても、最も深刻なものであり、それが故に、今回のシステム障害は、過去発生した度重なるシステム障害と相まって、オンライン申請システムの信頼失墜の大きな要因となった。

第3 システム障害発生当日に登記申請ができないことの問題点

6月25日当日に、システム障害が理由で、登記申請ができなかったのなら、翌日の6月26日にオンライン申請すればよい、という単純な問題ではない。

当会が、過去の提言書において度々意見を述べてきたように、司法書士は、資金移動において、責任をもって取引決済の立ち会いを行っている。司法書士が当日付の抵当権設定等の登記申請を行うことを保証することで、金融機関は融資を実行するのである。これを通常司法書士による取引決済立会と呼んでいる。

要するに、資金実行当日付の登記申請・受付が絶対的条件で、金融機関は多額の資金を実行するのである。登記申請が翌日付になる可能性があるなら、資金は実行されないし、あるいは、司法書士の不手際で、登記申請・受付が翌日になるようなことがあれば、司法書士は金融機関からの信頼を失うことになる。

6月25日当日、オンライン申請を行う予定で、取引決済立ち会いを行い、事務所に帰りオンライン申請をしようとしたが、システム障害が理由で、登記申請がで

きず、同日中に紙申請をしようとしても、遠方の法務局で登記申請受付時間内にその法務局に到達することが物理的に不可能であったケースも多々発生したようである。

資金実行当日に、担保設定登記の受付ができないことの責任は誰が負うのであろうか。当会会員が確認したところによると、御庁の見解（法務省民事第2課不動産登記係長済田氏による）は、「機械が行うことなので、障害が起こる可能性は常にある」とのことである。要するに、御庁は、システム障害により、資金実行当日に登記申請受付が出来ないことについて、責任を負わないことを明確にしている。そうすると、そのリスクは、第一義的には決済立会をした司法書士が、ひいては融資実行をした金融機関が負うことになる。

このような状況下で、金融機関が、オンライン申請を敬遠するのは当然のことであろう。近時、オンライン申請利用率が減じているのも、無理はないといえる。

第4 法務省は本気でオンライン申請促進をしようとしているのか？

当会は、第3で述べたような問題を度々指摘し、特例方式利用促進のための提言を行ってきた。しかしながら、御庁は、特例方式実施後半年も経過しない間に、明確なシステム障害が8度も起こり、6月25日（実務感覚上6月の水曜日に事件が集中してシステムが動かなくなるというのは通常考えにくい）には、障害当日にシステム回復の見込みが立たないというこれまでに最も深刻な状態に陥ったのにもかかわらず、抜本的な改善策を提示しようとはせず、「機械のことだからいつ障害が起こってもおかしくない」等と開き直りの態度をとっている。

このように御庁がシステム障害が引き起こす問題について、責任回避の姿勢に終始するなら、司法書士と司法書士に登記を依頼する市民及び金融機関のオンライン申請システムに対する信頼はますます失墜することになるのは目に見えている。

一体、御庁は、特例方式を本当に推進したいのか、それとも、利用率が低い結果

に甘んじて、登記オンライン申請システムが、多額の税金が投入されながら廃止された電子パスポートのような運命をたどることを受け入れようとしているのか、実務家である司法書士からすると甚だ理解しがたい対応をとり続けているとしかいいようがない。

第5 特例方式利用促進のための具体的方策について

繰り返し述べるように、当会は、過去三度にわたり、特例方式利用促進のための方策を提言してきた。本提言書においては、特に、6月25日に発生したシステム障害を契機として差し迫って求められている対応策に限定して下記のとおり提言する。

(1) システム障害期間中、システム障害を理由として行われた書面申請については、オンライン申請と同様の登録免許税軽減措置を認めること。

理由 上記のような場合、オンライン申請を前提とした登録免許税しか依頼者から預かっていないケースが多く、システム障害が生じたからといって金融機関に説明して依頼者から差額を徴求することが困難であるため。この点につき、法務省担当者（法務省民事第2課不動産登記係長済田氏）は、システム障害中に法務省オンライン申請システムにアクセスしたことが証明できないため、このような救済措置をとることは困難であるとの見解を表明しているが、そもそも、6月25日に発生した障害の場合、ログイン自体が不可能な中で、システムへアクセスしたことの証明ができないから軽減しないと、言語道断である。自らの不手際のためにアクセスできなかったというのに、その証明が困難だから軽減措置を認めないというのか。システム障害期間中に、書面申請を行った者、そして、後記(2)で述べるように、その期間中にFAXで申請を行った者については、オンライン申請による登録免許税軽減措置が認められて当然である。オンライン申請は、司法書士の理解と協力がなければ推進できないのであるから、司法書士を信頼することを大前提で制

度構築を図るべきである。

(2) システム障害のため、オンライン申請ができない場合は、便宜、管轄法務局に対し、FAX により登記申請書と登記原因証明情報を受け付けることを認めること。

理由 システム障害は、当然のことながら、なんら予告なくして発生するため、遠方の法務局管轄の物件についてオンライン申請を予定していたのに急遽書面申請に切り替えるにしても、時間的に当日中に管轄法務局に申請することができなくなることが考えられる。システム障害という非常事態においては、便宜 FAX による申請を認めるべきであり、このような措置を認めない限り、安心してオンライン申請システムを利用することができないため。受付日が FAX による申請が行われた当日であればよく、受付番号自体は、同日の窓口申請の受付分より遅れてもよい。また、受理証明書の発行事務自体の当日中でよい。司法書士の確認が必要であれば、申請書への職印押印と職印証明書の FAX 送信を行えばよい。

(3)(2) のような措置をとらない場合、システム障害が発生した当日は、窓口受付時間を延長すること。

理由 遠方の法務局管轄物件についてオンライン申請することを予定していて、システム障害が起こった場合は、書面申請に切り替えるにしても、受付時間内に、法務局に到着することが困難になる可能性が高い。(2) で提言した FAX による申請を認めない場合は、当会が前回の提言書でも提案したとおり、当然のことながら、全国の法務局窓口受付時間をできればシステム障害が発生した日は可能ならば終日、少なくとも2時間程度は延長する必要がある。

第6 最後に

度々発生するシステム障害のため、法務省オンライン登記申請システムへの市民の信頼は完全に崩壊したといっても過言ではない。法務省民事局は、特例方式の普

及促進と信頼回復のため、本提言書記載の提言内容を真摯に受けとめ、即座に実行していただきたい。

以 上